



天竜川 社会実験 募集要項

(2020年6月迄)



2019年11月

天竜川ミズベリング協議会(準備会)

目 次

1	天竜川社会実験の趣旨	1
2	募集内容・使用条件	2
3	募集方法	3
3.1	スケジュール	3
3.2	応募資格	3
3.3	応募方法	4
3.4	質問及び回答方法	4
3.5	応募書類	4
3.6	応募書類作成上の留意点	5
3.7	応募書類の取扱い	5
4	審査について	6
4.1	審査方法	6
4.2	審査基準	6
4.3	候補者の決定時期及び審査結果の公表	7
4.4	募集・選定に関する留意事項	7
4.5	協議・調整	7
4.6	使用契約の締結	7
4.7	営業開始予定	8
5	実施報告書・アンケートの提出について	9

天竜川施設使用参加申請書 (様式1号)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (様式2号)

施設使用企画提案書 (様式3号)

出水時の施設撤去計画 (様式3-1号)

使用許可書 (様式4号)

実施報告書 (様式5号)

社会実験参加者アンケート調査

社会実験実施対象箇所 河口・河輪地区水辺の楽校・天竜川緑地

1 天竜川社会実験の趣旨

天竜川を管理する国土交通省浜松河川国道事務所と浜松市等では、平成29年度より「天竜川ミズベリング協議会（準備会）（※1）」（以下「準備会」という。）を設立し、天竜川の水辺空間を活かしたまちづくりを進めています。そのさきがけとして、天竜川下流右岸側（鹿島から天竜川河口）の区域において、日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用して浜松市の活性化につなげようと、天竜川の利活用（※2）を検討しています。

この度、準備会では、天竜川を利活用し、地域の活性化やにぎわいや憩いの場とするための社会実験を実施します。社会実験では、上記の使用区域において売店、オープンカフェなどの営業活動が可能です。社会実験の趣旨に賛同し、浜松市の活性化に寄与する活動を行う希望のある事業者（以下「施設使用者」という。）は、本要項に基づき、応募願います。

準備会では、この取り組みで市民ニーズや、参加事業者とその営利活動状況の把握などを行い、今後の天竜川利活用に反映します。

なお、社会実験の例としては、天竜川河川敷の民間による長期占用や、営利を目的とした長期占用などを想定した実験です。計画している活動が「社会実験」か「従前の河川利用」かが不明な場合は、工務第一課(TEL：053-466-0114)までご連絡下さい。

また、「従前の河川利用」を計画されている方は、下記URLを参照して下さい。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/river/kasenriyou/>

- ※1 天竜川ミズベリング協議会（準備会）は、地域住民、商工会、浜松市や国土交通省浜松河川国道事務所組織しています。
- ※2 国の河川管理では、平成23年、河川敷地を占用する場合のルール「河川敷地占用許可準則」が改正され、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

水辺の活用事例はこちらをご覧ください。

○河川空間のオープン化活用事例集

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1808.pdf

○かわまちづくり取り組み事例

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/case.html>

2 募集内容・使用条件

①実施エリア	○天竜川河口、河輪地区水辺の楽校、天竜川緑地 ※対象箇所以外のエリアでも応募可能です。ただし、審査により応募いただいた実施箇所を変更していただく可能性があります。
②募集期間	○随時受付
③実施期間・時間	○2019年7月12日（金）～2020年6月30日（火） ○午前8時～午後9時までの時間内 （活動施設の準備や片付けの作業を含む。夜間利用を希望する時は別途、事務局にご相談下さい。）
④使用料等	○今年度は無料
⑤使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】天竜川を日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用し、浜松市の活性化に寄与する取り組みであること ○以下の事項を実施できることを条件とします。 ・ 占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 ・ 出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。 ・ 周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。 ・ 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。 ・ 他の自由使用する利用者を妨げないこと。 ・ 苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を天竜川ミズベリング協議会（準備会）に報告すること。 ・ 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。 ・ 事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを天竜川ミズベリング協議会（準備会）に提出すること。 ・ 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを天竜川ミズベリング協議会（準備会）に提出すること。 ・ 使用に際して、許可証を掲示すること。
⑥緊急時の対応	・ 大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）、天竜川ミズベリング協議会（準備会）事務局の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。
⑦その他	・ 備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、使用者側で準備すること。

3 募集方法

3.1 スケジュール

審査結果通知・使用契約締結

応募書類受付後約1ヶ月程度

3.2 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有する者とします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

3.3 応募方法

応募書類を全て整えて、問い合わせ先「浜松市役所土木部河川課」（以下「河川課」という。）へ持参または、郵送してください。（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）

なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記までご相談願います。

宛先：浜松市役所 土木部河川課（〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2）

TEL：053-457-2451

FAX：053-457-2368

Email：kasen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3.4 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を浜松市役所土木部河川課（3.3 応募方法 参照）まで送付してください。

回答は、質問受付後約2週間程度の午後5時までに行います。（浜松市のホームページにも掲載します。）

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

3.5 応募書類

- ① 天竜川施設使用参加申請書（様式1号）
- ② 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
- ③ 納税証明書（住所（所在地）を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書）
- ④ 施設使用企画提案書（様式3号）
- ⑤ 出水時の施設撤去計画（様式3-1号）

応募書類は、各1部提出してください。

3.6 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

3.7 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

4 審査について

4.1 審査方法

準備会において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認がある場合はヒアリング）を行い、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

4.2 審査基準

以下の項目について、審査します。

① 地域、社会実験への理解度及び貢献度

- ・浜松市への活性化への寄与できる使用内容であるか。
- ・にぎわいと憩いの場所として天竜川を活用する使用内容であるか。

② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・占用施設の使用期間満了後、退去時の原状回復することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であったか。
- ・ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であったか。
- ・騒音対策、煙害、におい、ゴミ処分など周辺環境への配慮することが使用企画提案書で確認でき、適切であったか。

③ 利用者への配慮と安全性

- ・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか。
- ・第三者被害に対する配慮がされているか。
- ・利用者の苦情、事故等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であったか。
- ・損害保険、賠償責任保険加入の記載が施設使用企画提案書にあったか。

④ 出水時の施設撤去

- ・出水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されていること。

4.3 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、応募書類受付後約1ヶ月程度を予定します。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表します。
- ③ なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

4.4 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4.5 協議・調整

使用する場所や期間等について、必要があると認める場合、準備会（事務局）がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱います。

4.6 使用契約の締結

候補者は、施設の使用及び運営に関して、本要項及び使用内容に基づく使用契約書を締結します。

4.7 営業開始予定

候補者は、2020年6月30日迄の活動に向け、使用契約を締結したのち、開業準備をお願いします。

5 実施報告書・アンケートの提出について

- ・社会実験実施後は、実施報告書の提出、アンケートの提出をお願いします。
- ・実施報告書の中には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受がある場合については、収支報告の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開いたしません。

(様式1号)

年 月 日

(あて先) 天竜川ミズベリング協議会 (準備会)

住所 (法人、団体にあつては所在地)

氏名 (法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

天竜川施設使用参加申請書

天竜川施設使用者募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 占用施設のエリア

3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

4 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (使用日数 日)

5 提出書類 (各1部)

- ・暴力団の排除に関する誓約書兼同意書 (様式2号) 及び資料 (役員等一覧表を含む)
- ・納税証明書 (住所 (所在地) を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書)
- ・施設使用企画提案書 (様式3号)

6 連絡先

担当者氏名 (ふりがな) :

電話 :

FAX :

E-mail :

(様式2号)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 天竜川ミズベリング協議会 (準備会)

住所

氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を天竜川ミズベリング協議会 (準備会) から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(注) 1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

(注) 2 法人および団体の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料
以上

施設使用企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ①事業内容 ②出店期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
審査基準への配慮事項	① 地域、事業への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 利用者への配慮と安全性 ④ 出水時の施設撤去 （緊急時（事故、出水、地震、台風等）の対応方針及びその体制） （様式3-1号に記入）

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

出水時等の施設撤去

出水時等への対応計画

イベント責任者

○下記記載例を参考に記載する。

- ・ イベント中は責任者を定め、イベント中止等の判断や撤去等を行う。
- ・ イベント責任者は予報や降雨予測等の気象情報は、責任者が定期的にWebで確認するとともに、スマートホンにプッシュ通知で受信する。
- ・ イベント責任者は、中止等の情報を拡声器（ハンドマイク・PA装置等）で参加者へ周知する。

中止等の判断基準

○下記記載例を参考に記載する。

- ・ 台風等大雨が降るおそれがあるときはイベント中止し工作物の撤去を行う。
- ・ 河川水位が高くさらに上昇するおそれがある場合はイベント中止し工作物の撤去を行う。
- ・ 浜松市南部及び浜松市北部に（遠州北及び遠州南部）大雨・洪水注意報が発令された場合は工作物の撤去準備を行う。
大雨・洪水警報が発令された場合は直ちにイベントを中止し工作物の撤去を行う。
- ・ 震度4の地震が発生した場合はイベント中止し安全を確保する。揺れが小康状態になった後に工作物の撤去を行う。
- ・ 大津波警報・津波警報・注意報が発令された場合はイベントを中止し直ちに避難する。発令解除後に工作物の撤去を行う。

具体的な工作物の撤去方法（撤去方法ごとに記載）

○運転手や人手が現地におり、すぐに対応できる場合

- ・ 何を（テント等）、何を使って（トラック等）、何分で、どこまで（場所）撤去するかについて記載する。

○運転手や人手が現地におらず、手配が必要になる場合

- ・ 何を（テント等）、どこから（何分で手配し）、何を使って（トラック等）、何分で、どこまで（場所）撤去するかについて記載する。

(様式4号)

使用許可書

第 号 年 月 日			
様 天竜川ミズベリング協議会（準備会）			
年 月付で、申請のありました天竜川の使用を次のとおり許可します。			
使用する団体		所属	
事業内容			
出店期間			
希望する場所			
使用条件	<p>○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>【趣旨】天竜川を日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用し、浜松市の活性化に寄与する取り組みであること</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 占有施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。・ 出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時に撤去対応が可能なこと。・ 周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。・ 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。・ 他の自由使用する利用者を妨げないこと。・ 苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を天竜川ミズベリング協議会（準備会）に報告すること。・ 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。・ 事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを天竜川ミズベリング協議会（準備会）に提出すること。・ 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを天竜川ミズベリング協議会（準備会）に提出すること。・ 使用に際して、許可証を掲示すること。		
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者国土交通省浜松河川国道事務所、天竜川ミズベリング協議会（準備会）事務局の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。		

実施報告書

氏名（名称）	
実施概要 ・ 事業内容 ・ 出店期間 ・ 使用エリア 等	
工作物等配置図	
緊急時（出水、地震台風等）の体制の有無、実施内容	（有り、無し）
審査基準への配慮（実施状況）	① 地域、事業への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 利用者への配慮と安全性 ④ 出水時の施設撤去
事業実施における課題	
事業実施の効果	

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

Q6. 今回の社会実験「※具体的な行事名」に参加して、お気づきの点や問題点がありましたら、以下にご自由にご記入下さい。

Q7. あなたが天竜川の河川敷を長期間使って実施してみたいことがありましたら、以下にご自由にご記入下さい。

Q8. 企業など民間事業者が天竜川河川敷を長期間使ってもらい、浜松市や地域の活性化・賑わいづくり、憩いの場になるようなアイデアがありましたら以下にご自由にご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。



天竜川マスコットキャラクター
「りゅっぴい」
©2018tenryuubranding

社会実験実施対象箇所

河口・河輪地区水辺の楽校・天竜川緑地

※対象箇所以外のエリアでも応募可能です。

審査により応募いただいた実施箇所を変更して
いただくこともあります。



【エリア：河口】（①：0.4k～0.6k 付近、②0.6k～0.8k 付近の2箇所）

【エリア説明】

・天竜川河口部分で、マリンスポーツ（釣り、ジェットスキー等）が日常的に行われているエリア

【募集プログラム】

・飲食サービス提供、物販、アクティビティ、キャンプ、BBQ等を想定

【主な設備の有無】

・電源、トイレ、水道無し。



【エリア：河輪地区水辺の楽校】（③：2.6k～2.8k 付近、④2.8k～3.0k 付近の2箇所）

【エリア説明】

・天竜川河輪水辺の楽校箇所で、子ども達が入れるワンドや芝生があるエリア

【募集プログラム】

・飲食サービス提供、物販、体験学習、BBQ、アクティビティ（ドローン等）等を想定

【主な設備の有無】

・電源、水道無し。トイレあり。



【エリア：天竜川緑地】（⑤8.6k 付近）

【エリア説明】

・天竜川緑地で、遊具やベンチ、芝生等が整備されている公園エリア

【募集プログラム】

・飲食サービス提供、物販、アクティビティ（サイクリング、イベント等）等を想定

【主な設備の有無】

・電源無し。水道、トイレあり。

